

「万田坑及び関連施設等案内システム開発業務委託」に関する質問への回答

分野	質問内容	回答
案内方法関連	<p>① 資料3-2にフリーWi-Fi受信範囲が示されていますが、こちらの区域にWi-Fi機器、クローズドWi-Fi受信機器の設備を設ければ宜しいでしょうか？ 有料区域に関しては、Wi-Fi機器、Wi-Fi受信機器は設けずに、見学者自身のスマートフォン・タブレット端末が契約するパケット通信などの回線を用いて、案内用コンテンツへアクセスして利用するということが宜しいでしょうか？</p>	<p>見学者が受信範囲内においてフリーWi-Fiを使用できるように、適切な場所にWi-Fi機器またはクローズドWi-Fi機器を設置して下さい。有料区域については、できるだけ見学者のスマートフォン自体のパケット通信を介さずに解説を行なう、エアサイネージ方式等のクローズド環境が望ましいと考えておりますが、情報セキュリティや維持管理経費等への配慮が可能であれば、インターネット接続による方式の採用を否定するものではありません。</p>
	<p>② 貸出用タブレット端末について、こちらはインターネット接続による案内コンテンツを使うように設定するのでしょうか？ それとも、機器自体にデータを持たせ、インターネット回線に繋がなくても案内用コンテンツを利用するように設定するのでしょうか？</p>	<p>貸出用タブレット端末は、万田坑及び関連施設の案内用貸出し用として使用することを想定しているため、タブレット端末の中にあらかじめ全ての解説データを入れた上で見学者に貸し出すか、インターネット接続不要のエアサイネージ方式等によって、各ポイントで解説を行なう方式が望ましいと考えております。 ただし、情報セキュリティや維持管理経費等への配慮が可能であれば、インターネット接続による方式の採用を否定するものではありません。</p>
	<p>③ 仕様書「4. 規格・内容等 ⑤その他 d.クローズドWi-Fi受信機器設置箇所に操作方法を説明する案内板を設置すること」で、案内板設置に関し貴市の指定するイメージ等（設置場所、設置数）があれば教授ください。指定するものがなければ、事業者にお任せいただけるという事で良いでしょうか。</p>	<p>本システムでガイドを行なう全てのポイントで、見学者が操作方法を確認できる表示をしていたきたいと考えておりますが、機器の設置場所の関係によっては、1箇所でも複数のポイントをガイドすることも想定されますので、これも今回、可能であれば御提案をしていただきたいと考えています。実際に案内表示をする際には、具体的に表示を行う場所について、委託者（荒尾市）と最優秀提案事業者の間で協議したいと考えています。 よって、操作方法の案内表示の設置箇所数はおおよそ40箇所程度だと考えています。ガイドポイントについては、[資料3-1]基本仕様書の「5.各施設における説明コンテンツ」を御確認下さい。</p>
	<p>④ 仕様書「5.各施設における説明コンテンツ ガイド方法」では、画像とは静止画、動画のどちらをイメージされていますでしょうか。</p>	<p>静止画と動画、またはその両方でも構いません。提案者が最良だと思える方法を御提案していただきたいと考えております。</p>

案内方法関連	⑤	仕様書3ページ「4. 規格・内容等⑤その他」「クローズドWi-Fi受信機器」とは、iPadやスマートフォンがWi-Fiに接続するためのWi-Fiアンテナと考えていいでしょうか。それとも、その他の用途を想定されてますでしょうか。	見学者の持つスマートフォン等の端末機器への接続するためのものです。案内ガイドシステムへの使用以外の用途は想定していません。
	⑥	クローズドWi-Fi機器の整備につきまして、複数の案内箇所を1台のクローズドWi-Fi機器でカバー出来るように設置して対応することは可能でしょうか？（例：案内箇所①～⑬を1つのクローズドWi-Fi機器でコンテンツ配信する）	可能です。
設備工事関連	⑦	仕様書2ページ「4. 規格・内容等①案内システムの整備」について、「敷地内の地面の掘削することはできない。また重文指定を受けた建物に穴を空けるなどの改変（現状変更）は極力行なわないこと」とありますが、Wi-Fiアンテナを施設内に設置することは可能でしょうか。	Wi-Fi アンテナについては施設内に設置することは可能です。ただし新たに配線を行う場合は、[資料3-1]基本仕様書「4. 規格・内容等①案内システムの整備」のとおり、文化財であることを考慮してください。設置方法と場所については、契約後に協議いたします。
	⑧	仕様書2、3ページ「4. 規格・内容等①案内システムの整備及び③Wi-Fi機器の整備」について電源が必要ですが、電気工事についても今回の業務に含まれますか、それとも今回の業務外であり、準備されているものを使用すると考えてよろしいでしょうか。	万田坑の有料区域内のコンセントは、巻揚機室、職場、竪坑櫓下の小屋にございますので、できる限りこれらをご利用下さい。もし、事業者が新たに電気工事を必要とする場合は、今回の業務委託料に含まれます。
	⑨	仕様書2ページ「4. 規格・内容等①案内システムの整備b.」について「できる限りインターネットに接続せずに（クローズド環境）案内できることが望ましい」とありますが、コンテンツ配信の為にサーバー機器を万田坑ステーション等の施設内に設置することは可能でしょうか。	スペースに限りはありますが、万田坑ステーション内にサーバー機器を設置することは可能です。ただし、サーバー機器を設置する際において、委託期間中に機器に破損等の障害が発生した場合には、[資料2-1]実施要領「2. 業務等の概要（6）業務内容②万田坑及び関連施設等の案内システムの維持管理業務」に基づき、事業者の費用負担となります。
	⑩	Wi-Fi機器の整備につきまして、全ての機器に必要な電源の用意は業者にて行う必要がありますでしょうか。また、万田坑ステーション・荒尾駅・荒尾シティモールに設置する機器の電源は建物の電源を利用させて頂くことは出来ますでしょうか。	万田坑の有料施設内のコンセントは、巻揚機室、職場、竪坑櫓下の小屋にございますので、これらなるべくご利用して下さい。もし、提案者が新たに電気工事を必要とする場合は、今回の業務委託料に含まれます。万田坑ステーションの電源を利用することは可能です。荒尾駅及び荒尾シティモールは、なるべく施設の電力を使用しないことが望ましいと考えますが、必要に応じて委託者（荒尾市）が荒尾駅と荒尾シティモールに交渉することは可能です。

情報セキュリティ関連	⑪	資料 3-1 の 4. 規格・内容等 (1)③Wi-Fi 機器の整備 d. アクセスログが可能なものとし、保存期間については6か月以上のものとする。とありますが、ログは、Wi-Fi 機器そのものにアクセスログの機能が付いていないといけないのでしょうか？ それとも、アクセスログはサーバーの方で管理すれば宜しいのでしょうか？	アクセスログはWi-Fi 機器で保存しても、サーバーで管理してもどちらでも構いません。
	⑫	Wi-Fi機器の整備につきまして、フリーWi-Fiを利用する際の信頼性を考慮し、認証や規約・免責事項画面において荒尾市様により提供されたWi-Fi環境と分かるようなデザインにした方がよいと考えますが、如何でしょうか。また、信頼性の観点から認証後に表示させるべきリダイレクト先は想定されていますでしょうか？（例：荒尾市様ホームページ）	免責事項画面で荒尾市の提供であるという表示は必要であると考えます。ただし、現在、利用者が登録や認証を経ずに、簡単に接続できるものを想定しています。
	⑬	多言語対応につきまして（フリーWi-Fi）、日本国外からの来訪者を考慮し、認証画面や規約・免責事項画面においても多言語に対応する必要があると考えますが、如何でしょうか？	フリーWi-Fiの免責事項画面や規約を表示する画面は、多言語への対応を想定しています。現在の認証に対する考え方は上記質問⑫の回答のとおりです。
費用負担関連	⑭	維持管理業務につきまして、貸出端末を落下させたなど、利用者責任による破損・故障について保証に含む必要がありますでしょうか。	利用者責任による破損・故障も保障に含んでください。
提出書類関連	⑮	ホームページ内より、ダウンロードできます別添の資料がPDFになりますが、こちらはワード形式での資料はございませんでしょうか？	[資料 2-1 別添資料] の word 形式のファイルを追加しましたので必要に応じてご利用下さい。
	⑯	応募要領の参加表明手続きにある提出物のイ、ウの証明書は、写し(コピー)でもよろしいでしょうか それとも原本が必要でしょうか。	原本の提出をお願いします。
その他	⑰	仕様書「5. 各施設における説明コンテンツ 施設名 40. 荒尾駅、41. 荒尾シティモール」で、荒尾駅舎、シティモールに観光案内システムを設置する場合、貴市にて施設管理者と設置交渉して頂くという認識で良いでしょうか。	荒尾駅と荒尾シティモールへのシステムの設置については、委託者（荒尾市）が交渉いたします。

その他	⑱	<p>実施要領「12. その他留意事項 (3) ただし、荒尾市において必要と判断した場合は、提案書の複製及び内容を無償で使用できるものとします。」では、貴市内にて回覧する際に複製及び使用することをイメージされていますでしょうか。</p>	<p>[資料2-1] 実施要領の「提案書の複製及び内容を無償で使用」につきましては、今回業者を選定する際において、必要な場合にのみ使用することを想定しており、この目的以外に使用することはありません。</p>
	⑲	<p>仕様書「6. 荒尾市が提供可能な資料のリスト」の、音声ガイドペンの音声データ(日本語)の内容を、提案書提出の前に確認することは可能でしょうか。音声データ又は原稿を頂く、若しくは現地で音声ガイドペンを聞くなど、確認できる方法をお教えてください。</p>	<p>音声ガイドペンの音声データ等の資料提供につきましては、事業者の決定及び契約後にお渡しすることになります。ただし、音声ガイドペンは万田坑ステーションで利用者からの要望があれば貸し出しを行っていますので、提案者が提案書の提出前に確認したいということであれば、荒尾市教育委員会生涯学習課(電話 0968-63-1681)に御連絡していただければ、万田坑施設で実物の確認が行えるように手配いたします。</p>
	⑳	<p>現地の立入りについて、機器の設置方法の確認やコンテンツ用の撮影など、提案書作成の為に現地に立入ることは可能でしょうか?</p>	<p>可能です。事前に荒尾市教育委員会生涯学習課に御連絡下さい。</p>